

情報提供

那医発第 265 号
令和 6 年 9 月 26 日

施設長 各位

那覇市医師会

会 長 友利 博朗
常任理事 宮城 政剛



平素より医師会事業へのご支援ご協力賜り感謝申し上げます。
沖縄県医師会より「「小児慢性特定疾病指定医の指定について」及び「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について」の通知が届きましたのでご案内申し上げます。☆ 問合せ先（那覇市医師会 事務局：宮城・前泊 / 電話 098-868-7579）

記

沖 医 発 第 836 号
令 和 6 年 9 月 17 日

地区医師会担当理事 殿

沖縄県医師会
理事 銘苺桂子



「小児慢性特定疾病指定医の指定について」及び「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

今般、日本医師会より、標記文書が発出されましたのでお知らせ致します。

「小児慢性特定疾病指定医の指定について」及び「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正についての通知となっております。

令和 6 年 10 月 1 日より東京都品川区が児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項の政令で定める児童相談所設置市に制定されることに伴い、小児慢性特定疾病対策に係る通知が一部改正されました。

同区には新たな公費負担番号、受給者番号及び指定医番号が設定され、令和 6 年 10 月 1 日より小児慢性特定疾病医療支援に係る事務を同区が行うこととなるため、同区に勤務されている医師及び所在する医療機関においては、指定医及び指定医療機関に関する申請書類の提出が変更されることとなっております。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、貴管下会員への周知方につきご高配を賜りますようお願い申し上げます。

記

- 「小児慢性特定疾病指定医の指定について」及び「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

(令和 6 年 9 月 10 日付 (日医発第 1013 号) (健Ⅱ))

※関係文書は文書管理システムへ掲載致します。

沖縄県医師会事務局業務 2 課：喜納
TEL：098-888-0087
FAX：098-888-0089
g2@okinawa.med.or.jp



日医発第 1013 号(健Ⅱ)

令和 6 年 9 月 1 0 日

都道府県医師会

担当理事 殿

日本医師会常任理事

渡 辺 弘 司

(公印省略)

「小児慢性特定疾病指定医の指定について」及び「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について

令和 6 年 10 月 1 日より東京都品川区が児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項の政令で定める児童相談所設置市に制定されることに伴い、小児慢性特定疾病対策に係る通知が一部改正され、厚生労働省より各都道府県等宛て発出されるとともに本会へも周知方依頼がありましたのでご連絡申し上げます。

同区には新たな公費負担者番号、受給者番号及び指定医番号が設定され、令和 6 年 10 月 1 日より小児慢性特定疾病医療支援に係る事務を同区が行うこととなるため、同区に勤務されている医師及び所在する医療機関においては、指定医及び指定医療機関に関する申請書類の提出先が変更となります。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知のうえ、貴会管内郡市区医師会等に対する周知方について、ご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

(添付資料)

- ・「小児慢性特定疾病指定医の指定について」の一部改正について
- ・「小児慢性特定疾病医療支援の給付に係る公費負担者番号及び受給者番号の設定について」の一部改正について